

# ○評価性引当金取扱要領

平成 23 年 3 月 30 日会計第 3897 号

評価性引当金取扱要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

## 評価性引当金取扱要領

（目的）

第 1 条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年会計第 3894 号。以下「作成基準」という。）第 14 条第 3 号に規定する不納欠損引当金並びに同条第 6 号及び第 15 条第 8 号ウに規定する貸倒引当金（以下これらを「引当金」という。）についての取扱いに関し必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、作成基準の定めるところによる。

（1）要引当金額

当該会計年度の引当金に計上する金額をいう。

（2）引当金繰入額

引当金の当期発生額をいう。

（3）引当金戻入額

引当金の当期戻入額をいう。

（4）債権

財務諸表作成基準日時点における未収金及び貸付金をいう。

（要引当金額等の算定主体）

第 3 条 要引当金額及び引当金繰入額又は引当金戻入額の算定は、評価の対象となる未収金、短期貸付金及び長期貸付金を計上する財務諸表の作成者である所属長が行う。

2 前項に規定する所属長は、引当金の計上金額及び算定内容、その他引当金に関する事項を会計局長に報告しなければならない。

（引当金繰入額及び引当金戻入額の計上）

第 4 条 引当金繰入額及び引当金戻入額は、作成基準第 21 条に規定する行政コスト計算書のそれぞれの引当金繰入額に計上する。

2 引当金繰入額及び引当金戻入額は、作成基準第 6 条第 4 項に規定する取引の計上区分ごとに計上する。

（要引当金額の算定）

第 5 条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。

債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。

- 2 貸倒等懸念債権に該当する債権は、当該債務者が債務の弁済の免除を申し出ている場合、又は債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合など、債務を条件どおりに弁済できない可能性が高いと判断されるものをいう。
- 3 一般債権における過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績に基づく要引当金額の算定は、同種の債権ごとに、次の方式により算定する。

不納欠損引当金又は貸倒引当金の要引当金額

＝当該会計年度の収入未済額又は貸付金残高×不納欠損・貸倒実績率 ※円未満切り上げ

不納欠損・貸倒実績率＝ 
$$\frac{\text{過去3か年度の不納欠損額及び貸付金償還免除額の合計額}}{\text{過去3か年度の不納欠損額、貸付金償還免除額、収入未済額及び貸付金残高の合計額}}$$
 ※小数点以下第5位を切り上げ

- 4 貸倒等懸念債権の要引当金額について、見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。
- 5 修学のための資金を貸し付ける貸付金について、当該貸付金の施策目的の達成を理由に債務者に対し当該貸付金の債務の返済を免除する金額は、要引当金額の算定において考慮しないこととする。

(貸倒引当金の流動資産又は固定資産の区分)

第6条 貸倒引当金の要引当金額及び引当金繰入額又は引当金戻入額の算定は、短期貸付金と長期貸付金を合算した金額により行う。

- 2 前項の規定により算定した貸倒引当金の要引当金額は、短期貸付金及び長期貸付金の当該年度の残高の比によって、それぞれの貸付金に割り振るものとする。

(附属明細表の表示)

第7条 引当金明細表(作成基準様式第9号)に表示する当期増加額及び減少額は次のとおりとする。

ア 当期増加額

各引当金の引当金繰入額

イ 当期減少額(目的使用)

各引当金の計上目的(不納欠損及び貸付金の免除)に基づく減少額

ウ 当期減少額(その他)

各引当金の引当金戻入額

(細則)

第8条 この要領に定めるもののほか引当金の取扱いに関し必要な事項は、会計局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月30日から施行し、平成23年度の財務諸表の作成から適用する。